

寿湘ヶ丘老人ホーム（介護予防）短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

（目的） 社会福祉法人むつみ福祉会が開設する寿湘ヶ丘老人ホームの行う指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し適正な指定短期生活介護を提供することを目的とします。

（運営方針）

- （1）指定短期入所生活介護の実施に当たっては、要介護者等利用者（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等に関する介護その他の自立した日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
- （2）利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- （3）個人情報保護に関する規定を定め、個人情報の保護に努めます。
- （4）事業の実施に当たっては、関係市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービス機関との綿密な連携に努めます。

2. 事業所の名称等

名称	介護老人福祉施設 寿湘ヶ丘老人ホーム (指定番号 神奈川県 1472800182号)		
所在地	神奈川県秦野市千村497-1		
管理者氏名			
電話番号	0463-88-4150	FAX番号	0463-88-4155
サービス内容	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護		
定員	介護老人福祉施設 120名		
	(介護予防) 短期入所生活介護 15名 (本館8名、別館7名)		

3. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人むつみ福祉会		
代表者名			
法人所在地	神奈川県秦野市千村497-1		
電話番号	0463-88-4150	業務の概要	社会福祉事業
事業所数	3施設（寿湘ヶ丘老人ホーム、菖蒲荘、むつみケアセンター）		

4. 職員の職種・員数及び職務内容

職種	人員	職務内容
管理者	1名	従業者の管理及び業務の一元的な管理、法令遵守において指揮命令
医師	2名（嘱託）	健康管理及び療養上の指導
生活相談員	2名以上（常勤）	入退所に関する業務、生活相談及び指導・サービス計画の作成
介護職員	42名以上 (常勤含む)	介護業務全般
看護職員	3名以上 (常勤看護師1名含む)	心身の健康管理、保健衛生管理
機能訓練指導員	1名以上	身体機能の向上、健康維持のための指導

管理栄養士	1名以上	食事の献立作成、栄養管理・指導、食品衛生管理
-------	------	------------------------

5. 当事業所が利用者に提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内容
居室	・個室6室（本館3室、別館3室）と多床室4室（本館2室、別館2室） ・心身の状況や居室の空き状況により施設で決定しますので、ご希望に添えない場合もあります。また、利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。 ・利用者から居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。
食事	・朝食7時40分～、昼食11時40分～、夕食18時00分～ 原則各フロアの食堂にご案内し、食堂で摂っていただきます。ご意向、状況等により居室配食も可能です。 ・嗜好や状態に応じ、個別の食事形態を提供、介助します。 ・管理栄養士による適切な栄養量及び内容の食事を提供します。
介護	・居宅サービス計画に沿って下記の介護を行います。 入浴、排泄、食事、更衣、移動、その他の日常生活の介護、機能訓練、水分ケア、整容、ベッドメイク、レクリエーション援助（趣味・行事活動）・・・等
入浴	週に最低2回入浴していただけます。 （但し、状態に応じ、清拭となる場合があります。）
生活相談	・生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	・入所時に簡単な健康チェックを行ないます。 ・その他、必要に応じてチェックを行ないます。（体温、血圧、脈拍等）

(2) 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

利用料及び介護保険給付外サービスについては「重要事項説明書・別紙（利用料金表）」の通りとします。

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者またはご家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声を掛けて下さい。
- ③利用者は事業所内での金銭の持ち込み・やりとり、物品のやりとりはトラブルの原因となりますのでご遠慮下さい。また、トラブルが発生した場合事業所は責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ④従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。
- ⑤食べ物の持ち込みはできるだけご遠慮ください。持ち込まれた食べ物等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ⑥携帯電話・スマートフォン等の持ち込みに関してはマナーを守って使用し、利用者同士での電話番号等の交換については後日トラブルが発生しても自己責任とし、また、紛失や破損等についても事業所は責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ⑦利用者事由により施設設備及び備品等の破損が生じた場合、原状復帰のための修繕費用を事業者が請求する場合があります。

7. サービス利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止（退所）する場合があります。その際は利用者のご家族等緊急連絡先へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。なお、料金は退所日までの日数を基準に計

算します。

①利用者が中途退所を希望した場合

②入所時や利用中の健康チェックの結果体調が悪かったり、感染症等が疑われる症状がみられる場合

③他の利用者の生命・健康に重大な影響を与える行為があった場合

8. 送迎

・曜日・・・毎日（土、日、祝日も送迎あり。年末年始のみ送迎休み）

・時間・・・9：00～17：30まで

・地域・・・秦野市全域、南足柄市、松田町、開成町、大井町、中井町

・キャンセル・・・キャンセルの場合は、利用開始予定日の前日17：00までに連絡

9. 緊急時の対応

サービス提供中に入所者の病状や体調の急変等が生じた場合は、下記緊急連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じます。

氏名(続柄)		氏名(続柄)	
住所		住所	
自宅電話番号		自宅電話番号	
携帯電話		携帯電話	
勤務先等番号		勤務先等番号	

※参考（嘱託医）八木病院・丹沢病院（協力医療機関）神奈川病院

（協力歯科医療機関）さくら歯科クリニック・平沢歯科

10. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、上記緊急連絡先、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。サービスの提供にともなって事業所の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、天災、事変、その他不可抗力による場合にはこの限りではありません。

①事故発生防止のための指針の整備②事故発生時等の報告・改善策の周知徹底③事故発生防止のための委員会及び職員研修を定期的に行います。

11. 非常災害対策

①災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

②非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の自然災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し定期的に従業員に周知します。

③定期的に避難・救出、通報、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を年2回以上行います。訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

従業者が業務上知り得たご利用者又はご家族の個人情報を正当な理由なく契約中及び契約終了後に第三者に漏らす事はありません。従業者でなくなった後についても同様とします。また、文書により利用者又はご家族に同意を得た上で、市町村や他の居宅介護支援事業所等に対して必要な情報を提供します。

13. 従業者の研修

従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けます。従業者のスキル向上や、従業者が幅広い視野と目標を持ってサービスに携わることができるよう、研修等の機会を積極的かつ計画的に提供します。

14. 従業者の衛生管理

従業者の清潔の保持及び定期的な健康診断やストレスチェック診断等を行い、心身の状態について必要な管理を行います。

15. 虐待の防止について

虐待の防止に努めるため、当施設では虐待防止のための指針を整備し、虐待防止委員会（責任者は管理者とする）を定期的に開催し、虐待防止のための研修を定期的に行います。虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。当該事案の発生の原因と再発防止策については、速やかに委員会にて協議し職員に周知徹底するとともに、市町村等関係者に報告を行い再発防止に努めます。

16. 身体的拘束等について

職員は、サービス提供にあたって利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、(1)～(3)の要件を全て満たし、同意を得た上で緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。また、利用者や家族等に説明し、十分な理解を得るように努めます。

- (1) 切迫性…直ちに身体拘束等を行わなければ、入所者または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- (2) 非代替性…身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- (3) 一時性…入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体拘束等を解く場合

17. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当施設利用相談コーナー 受付担当者	電話番号 0463-88-4150 FAX番号 0463-88-4155 対応時間 9:00～18:00
第三者委員 (小室照子、須永克子、関野茂信)	第三者委員へのご相談をご希望される場合は、施設にご連絡下さい。施設から第三者委員にお繋ぎいたします。

公共機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

秦野市役所高齢介護課 ※住所が秦野市以外の方は別紙「資料 神奈川県市町村別介護保険窓口一覧」をご参照ください。	所在地 秦野市桜町1-3-2 電話番号 0463-82-5111 (代表) 0463-82-9616 (直通) FAX番号 0463-84-0137 対応時間 8:30～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 (苦情相談直通ダイヤル) 受付時間 8:30～17:15 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 横浜市神奈川区反町3丁目17-2 電話番号 045-311-8861 受付時間 9:00～17:00 平日のみ (月曜日～金曜日)